

農地中間管理機構 貸借について

農地中間管理制度は農地の貸借を進める制度です。

・農地の所有者

- 1)耕作していない農地を農家に貸付したい場合、農地中間管理機構（以下 機構）へ貸付申出をする。
- 2)機構から貸付希望農地情報を借受希望者へ提供する。
- 3)借受希望者が見つかった場合、機構が間に立って貸借の手続きを進める。
(農家をリタイアした人、農地を相続したが農業を引き継ぎしない人など)

・農地の借受希望者

- 1)機構へ農地中間管理の借受申出をする。
- 2)機構から貸付希望農地情報を受け取る。
- 3)借受したい農地が見つかった場合、機構が間に立って貸借の手続きを進める。

※長崎県農業振興公社が農地中間管理機構に指定されています。また、市農林課が業務委託を受けており、直接の窓口となります。

現在、耕作している農地についてもご活用ください。

・農地を貸付している人

- 1)農地中間管理の貸借をする。
- 2)借受農家がリタイアやケガなどで耕作不能となった場合、借受のみ解約する。
- 3)別の農家へ貸付希望農地情報を提供し、借受希望者を探索する。
- 4)借受希望者が見つかった場合、借受のみ再度手続きを行う。

・自作している人

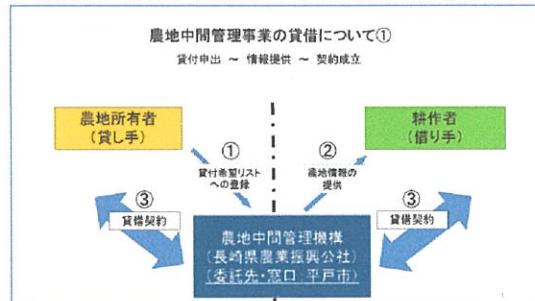
- 1)農地中間管理の貸借（本人が機構へ貸付し、機構から本人が借受する）をする。
- 2)これまでどおり本人が耕作を継続する。
- 3)本人がリタイアする場合、借受のみ解約する。
- 4)別の農家へ貸付希望農地情報を提供し、借受希望者を探索する。
- 5)借受希望者が見つかった場合、借受のみ再度手続きを行う。

①貸借関係

貸借は、地権者から機構への貸付、および機構から借受者への貸付の2つの貸借となります。

地権者から機構への貸付は利用権設定期間中は原則解約できません。

機構から借受者への貸付は高齢、病気などの理由で解約可能です。



②賃料の支払い（現金支払）

- 1)現金支払の場合は、口座振込（口座振替）となります。
- 2)支払時期は、利用権設定期間の始期が、
　　1月～6月の場合は12月、7月～12月の場合は6月となります。
- 3)支払時期前に機構から通知を送付します。
　　（直接地権者へ支払いをして2重払いとならないように注意してください）

③賃料の支払い（物納）

- 1)物納の場合は、借受者から地権者への直接支払いとなります。
- 2)支払時期は、毎年12月となります。
- 3)支払い時期前に機構から通知を送付します。
　　支払後は受領書（支払確認書）の提出をお願いします。

④貸借契約の当事者が亡くなられた場合

地権者、または借受者が亡くなった場合は手続きが必要ですので、平戸市農林課へご連絡ください。

※地権者が亡くなった場合は法定相続人の代表者が貸付者となります。

※借受者が亡くなった場合は、賃貸借については借受者の相続人が次の借受者となります。

相続人に耕作の意思がない場合は解約となり、新たに借受者を探すこととなります。

また、使用貸借については貸借関係は効力がなくなります。借受者の相続人に耕作する意思がある場合は再度借り受けの手続きをすることとなります。

⑤借受農地の周辺農家との協議について

借受者は、借受農地の隣接地の耕作者と、用排水路の利用などについて事前に話し合いの上、使用をお願いします。

⑥地域集積の支援について

地域で一帯となって農地中間管理の貸借に取り組んだ場合（集積集約化・集約化）、地域へ協力金が交付されます。その場合、「人・農地プラン」の作成が必要となります。

平戸市農林課農山村対策班
TEL 0950-22-4111 (内線2257)